提出時期について
①新規の場合は、発見後速やかに届出を提出する。
②届出済みの場合は、新年度４月から６月末までに
　前年度３月３１日時点の状況を届出を提出する。

記入例

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第１面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成 29 年 5 月 15 日

届出日を記入

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者
住　所　○○県○○市○○番○○号
氏　名　○○工業株式会社　代表取締役　○○　○○
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 ○○○－×××－□□□□

新規の場合は判明した時点について記載する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第８条第１項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和○○　年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

新規の場合は空欄、届出済みの方は
市からの案内の封筒に記載してあります。

事業場番号

１．ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社　△△△事業所		
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課　○○　○○	電話番号	○○○－×××－□□□□
保管の場所	①○○市○○番○○号　②○○市○○番□□号　（※保管事業場内で複数の住所がある場合記入）		

①前年度の３月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物（新たにＰＣＢ廃棄物を追記した場合は②にも記載する。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
13-001	変圧器（トランス）	250 KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	H29.1	1 台	2100.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	機器ににじみ跡有	H28.12登録（s000000000）	①に保管
13-002	コンデンサー（3kg以上）	70 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2 台	120.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録（s000000000）	②に保管

任意の番号

高濃度の場合はＪＥＳＣＯへ登録状況と登録番号を記載する。
未登録の場合は申請状況を記載する。
低濃度の場合は処理業者との契約状況を記載する。

13-003	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	東京芝浦電気(株)	SRTR-A3FR	S43.1	シバノール	H30.4	1 台	78.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録（k000000000）	②に保管
28-001	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100RI	S44.1	DF式	H30.4	1 台	85.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中	②に保管
18-001	コンデンサー（3kg未満）	不明	日本コンデンサ工業(株)	不明	不明	不明	H32.4	1 缶	60.0 kg	高濃度	ペール缶	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中	②に保管
16-003	蛍光灯用安定器	50 W	新日本電機（株）	FRB-22SR	不明	不明	H32.4	300 台	750.0 kg	高濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録（tc000000000）	①に保管
18-002	変圧器油（トランス油）						H29.1	10 缶	2700.0 kg	高濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録（s000000000）	①に保管
18-003	柱上変圧器油（柱上トランス油）							30 缶	8100.0 kg	低濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし		①に保管
20-001	感圧複写紙						H32.4	10 箱	300.0 kg	不明	段ボール箱	囲い有、掲示有	分別	なし		今後分析予定 ②に保管

（日本工業規格　Ａ列４番）

記載する内容が多い場合は適宜行を追加して記載する。

（第２面）

②の保管開始理由は
「他の事業場から移動」，「譲受け」又は「承継」，「PCB含有が判明」
のうち該当するものを記入してください。

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				
28-001	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	日本コンデンサ工業（株）	TPB-36100RI	S44.1	DF式	1 台	85.0 kg	高濃度	H28.12.12	他の事業場から移動	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台					
16-004	蛍光灯用安定器	100 W	東京芝浦電機（株）	FT-423EM-100HB	S46.1	シバノール	150 台	320.0 kg	高濃度	H28.6.6	他の事業場に移動	○○工業株式会社××事業所 ××県××町○○番○○号	

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

（マニフェストのDもしくはＥ票の写しか電子マニフェストの処分終了報告日が確認できるもの必ず添付する）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
13-001	変圧器（トランス）	250 KVA	東京芝浦電気（株）	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	1 台	2,100.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H29.3.3	
18-002	変圧器油（トランス油）						10 缶	2,700.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H29.3.9	
20-001	汚泥						4 缶	600.0 kg	低濃度			H28.5.10	(株)○○	H28.8.4	

処分契約を締結した日もしくは処分業者へ処分を委託した日を記載する。

処分業者を記載する。（収集運搬業者ではありません。）

マニフェストD票又はＥ票もしくは電子マニフェストに記載されている最終処分完了日を記載する。

ＰＣＢ含有機器を使用している場合は「２．ポリ塩化ビフェニル使用製品」に記載する。
ＰＣＢ含有機器の使用を止め保管している場合は「１．ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に記載する。

２．ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	○○工業株式会社　△△△事業所		
所在事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課　○○　○○	電話番号	○○○－×××－□□□□
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の３月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）		
28-002	蛍光灯用安定器	40　W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2	不明	H30.3	登録あり(b000000000)	180　台	400.0　kg	高濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				
	該当なし											

備考　１．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度６月３０日までに提出すること。
２．届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
３．「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
４．「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成２８年度の保管状況を届け出る場合の例：２８－００１）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
５．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
６．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
７．「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
８．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
９．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、１台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
１０．「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
１１．「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
１２．「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
１３．「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
１４．「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
１５．「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

１６．「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
１７．「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
１８．「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
１９．「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
２０．「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
２１．「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
２２．「①前年度の３月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第９条第１項第５号又は第20条第１項第５号の規定に基づき、記載するものである。
２３．「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１８号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
２４．この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
２５．「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
２６．この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第１２条の３第４項又は第１２条の５第５項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、６月３０日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第１２条の５第４項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から１０日以内に提出すること。
２７．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
２８．都道府県知事が定める部数を提出すること。